

報酬を支給する者の届出書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和●年 ●月 ●日

告示日以降、使用する前に届出が必要です。

大阪府議会議員貝塚市選挙区補欠選挙

候補者氏名

甲山 乙夫

大阪府選挙管理委員会委員長 様

候補者の氏名は、本名（戸籍名）を記載してください。

氏 名	記 年 齢	・ 使用期間：告示日から選挙期日前日の範囲内 であることが必要です。				
		・ 使用人数：1日12人（期間を通じて60人） 以内となります。				
△△ ▲▲	○市△町×-□-☆△	35	女	事務員	●月 ●日～●月 ●日	
▲▲ △△	○市△町×-□-□	48	女	車上運動員	●月 ●日～●月 ●日	
○田 ×子	○市△町×-☆-☆	21	女	車上運動員	●月 ●日～●月 ●日	
○川 ×枝	○市△町×-□-×	32	女	車上運動員	●月 ●日～●月 ●日	
△山 ×美	○市△町☆-×-☆	39	女	車上運動員	●月 ●日～●月 ●日	
○木 ×香	○市△町×-□-△	24	女	車上運動員	●月 ●日～●月 ●日	
○西 ×子	○市△町☆-☆-☆	41	女	車上運動員	●月 ●日～●月 ●日	
△本 ○子	○市△町×-×-×	17	女			
△川 ×子	○市△町☆-×-☆	49	女	車上運動員	●月 ●日～●月 ●日	
△木 ○○	○市△町×-☆-×	39	男	運転員	●月 ●日～●月 ●日	
△木 ○香	○市△町△-△-△	45		手話通訳者	●月 ●日～●月 ●日	

運転員は、「報酬を支給する者」の対象ではありません。

※運転員が労務者の場合は、報酬を支給することができますが、この届出には記載できません。

18歳未満の者は選挙運動員としては使用できません。

※労務者としては使用できます。